新旧対照表（工事成績評定要領）

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（評定の対象） 第２　評定は、１件の請負代金額が130万円以上の　請負工事について行うものとする。 　ただし、年間維持工事、除草工事、冬期路面対策工事、崩土除去工事及び　　構造物撤去工事　　並びに材料を対象とした検査は評定の対象外とする。	（評定の対象） 第２　評定は、１件の請負代金額が200万円を超える請負工事について行うものとする。 　ただし、年間維持工事、除草工事、冬期路面対策工事、崩土除去工事　　、浚渫工事（泊地を除く）、構造物撤去工事及び当該工事の特記仕様書に評定を省略することが記載された工事並びに材料を対象とした検査は評定の対象外とする。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。